

規 則

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則及び埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十四号

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則及び埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則の一部を改正する規則

(埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則(昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項に後段として次のように加える。

これに類する場合として教育長が定める場合も、同様とする。

(埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則の一部改正)

第二条 埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則(平成二十六年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「について必要があると認めるとき」を「その他教育長が特に必要と認める者について」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。